

第7章 計画の推進体制と進行管理

本計画の実効性を確保するため、推進体制を確立し、計画の進行管理を行います。

1 推進体制

(1) 環境保全審議会

東大和市環境保全審議会（以下、「環境保全審議会」といいます。）は、東大和市環境保全審議会条例に基づき設置され、学識経験者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じ、本市の良好な自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議します。

本計画に基づく施策の進捗状況に対して、環境保全審議会は意見を述べ、評価を行います。

(2) 庁内推進組織

市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係部課において進捗状況の点検を行い、調整・連携を図ります。

(3) 協働による取組の推進

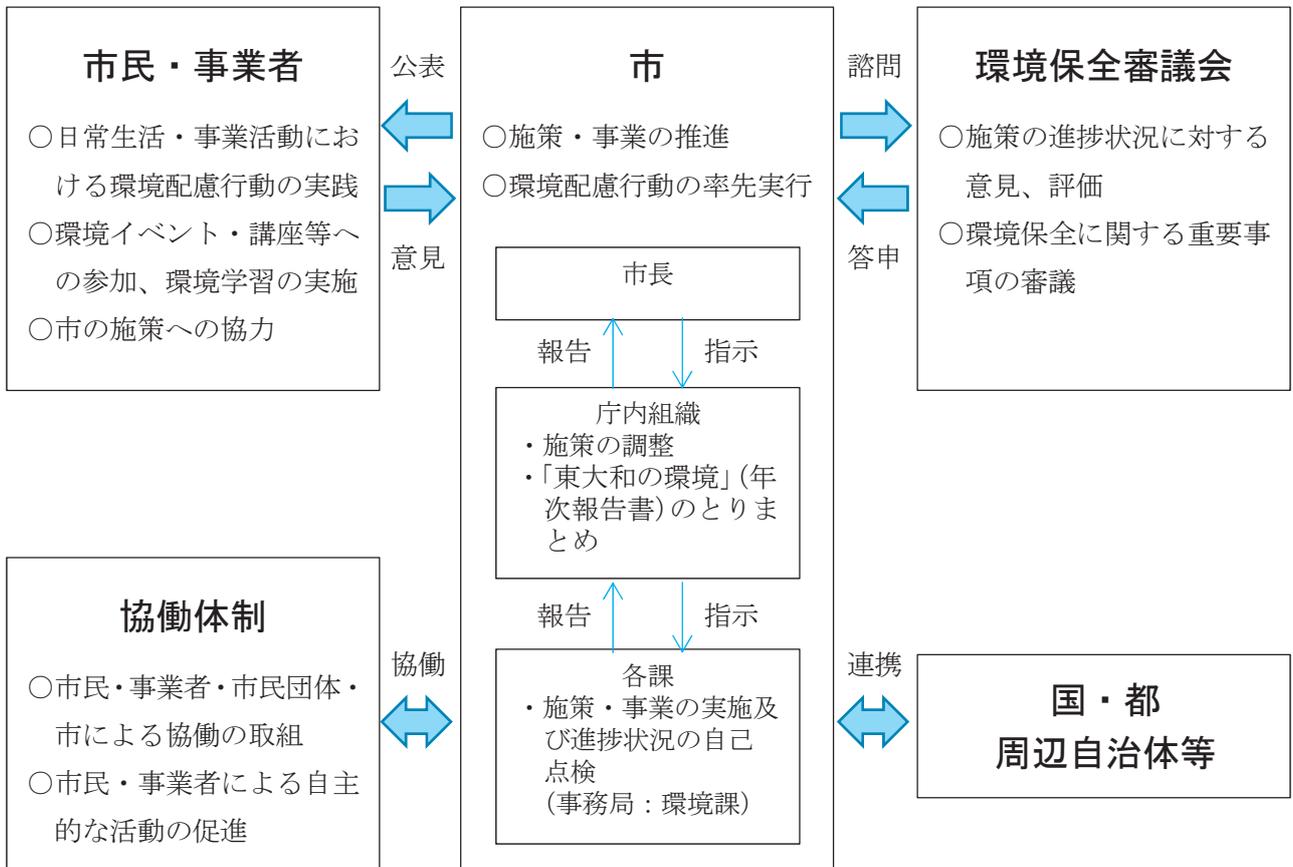
市民や事業者による自主的な活動、市民や事業者、市民団体及び市の協働による取組が円滑に推進されるように、施策の実施と環境に配慮すべき取組の周知・浸透を図ります。

また、市民や事業者、市民団体及び市による協働体制づくりを図っていくものとします。そのために、市民や事業者は自主的な活動の立ち上げや充実を図る一方、市はこれらの自主的な活動に対する支援を行うものとします。

(4) 国・東京都・周辺自治体等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組を必要とする施策については、国や東京都、他自治体等と協力して、その推進に努めます。

●本計画の推進体制



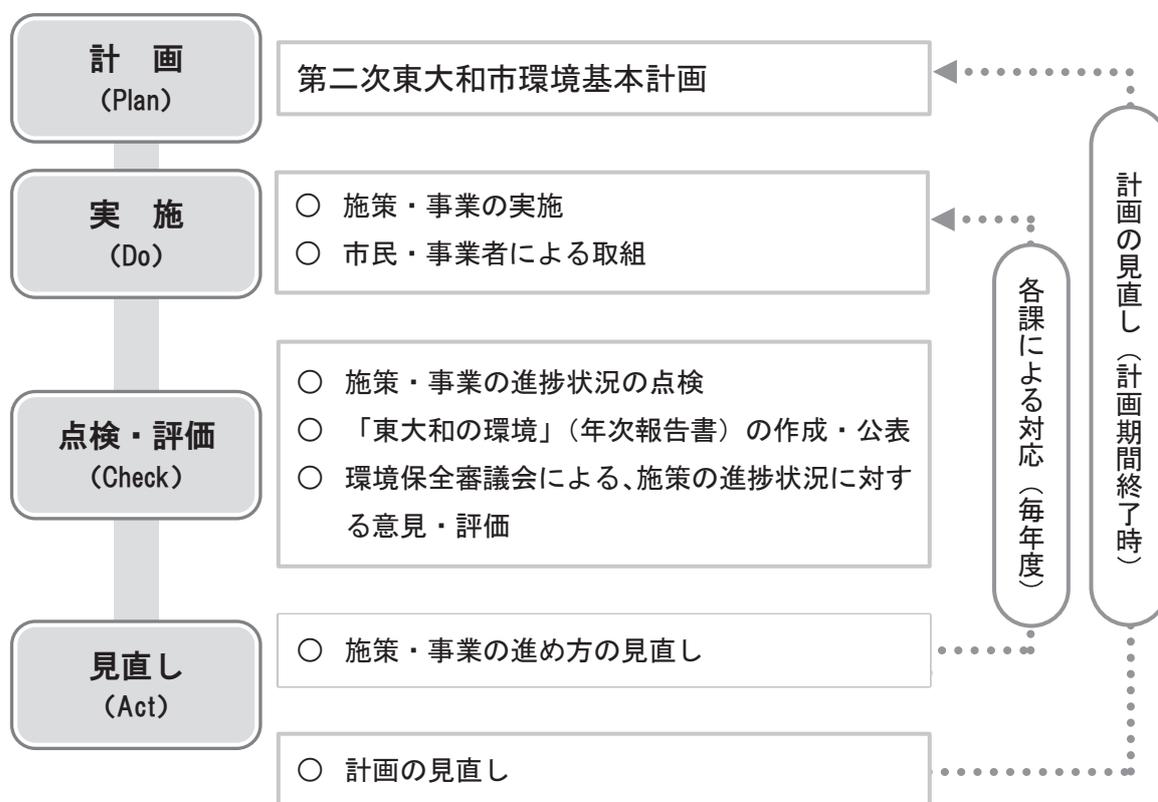
2 進行管理

(1) 進行管理の流れ

本計画の着実な推進を図るために、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Act) といったPDCAサイクルの流れに基づき、計画の進行管理を行います。

施策・事業の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を「東大和の環境」(年次報告書)としてとりまとめ、環境保全審議会の意見を得たうえで、公表します。さらに、意見等を踏まえ、施策・事業の進め方や本計画の見直しを行うものとします。

● 本計画の進行管理



(2) 環境指標・目標の活用

本計画は、環境指標による施策の進捗状況や目標の達成状況などをもって、進捗状況を点検します。なお、環境指標と目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直しを行います。

(3) 「東大和の環境」(年次報告書)の公表

市は、毎年度、計画に基づく施策・事業の進捗状況の点検結果や環境の状況などについて年次報告書を作成し、環境保全審議会の意見・評価を得たうえで、公表します。